

た。

(イ) 人畜共通感染症を含む監視伝染病の発生状況の把握

人畜共通感染症等のリスク管理を適切に進めるため、サーベイランス（監視）の実施、新たな診断手法の実用化等を検討するとともに、海外でのリスク管理に関する情報収集に努めた。

(ウ) BSE 対策の実施

- ① BSE 検査キット（器具）の購入費等の支援により、24か月齢以上の死亡牛全頭の BSE 検査を着実に実施した。
- ② 食肉センターにおいて可食内臓等を区分管理するために冷蔵庫、収納庫を整備するほか、特定部位の焼却施設等の整備を推進した。
- ③ 感染源・感染経路の究明については、15年9月に専門家によって取りまとめられた「BSE 疫学検討チーム報告書」を踏まえて、その後確認された感染牛について、飼料の製造・流通の各段階での交差汚染の可能性等について精査を行った。
- ④ BSE の感染経路を遮断するため、輸入検疫措置を徹底した。
- ⑤ 米国における BSE 発生に関しては、我が国と同等の措置が講じられることを基本として協議を行った。

(エ) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

16年1月以降、我が国で79年ぶりとなる本病の発生が4例確認された。この際、家畜伝染病予防法及び防疫マニュアルに基づき、発生農場飼養鶏の殺処分及び汚染物品の焼却・埋却、発生農場周辺の移動制限等による防疫措置を的確に講じた。

本病の発生を踏まえ、

- ① 家畜伝染病予防法を改正し、届出義務違反に対するペナルティーの強化、移動制限命令に従った畜産農家に対する助成措置の制度化等を定め（16年6月2日施行）、
- ② 本病の感染経路について、高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームが報告書を作成した。

また、本病に関する特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表した。

(オ) 魚類防疫体制の強化

コイヘルペスウイルス病等の魚病のまん延防止を図るため、養殖衛生管理技術者の育成、魚病の調査・研究・指導等を実施した。

ウ 危機管理体制の整備

食品の摂取により人の健康へ重大な被害が生ずることを防止するため、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等関係行政機関の連携のもと、緊急事態への対処や発生の防止に関する体制を整備した。

- (ア) 食品安全委員会においては、16年4月、緊急事態が発生した場合における国の対処のあり方等に関するマニュアルとして「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」を関係府省間で申し合わせるとともに、食品安全委員会による緊急事態への対応に関する基本的な事項として「食品安全委員会緊急時対応基本指針」を定めた。また、緊急事態の発生の原因となり得る主要な危害要因別の緊急時対応マニュアルについての検討を進めているところである。

- (イ) 厚生労働省においては、厚生労働省健康危機管理基本方針・食中毒健康危機管理実施要領等を踏まえ、食品危害に示唆される危機管理に努めた。

(ウ) 農林水産省においては、食品の安全に関する緊急事態が発生した場合の対応に関する共通事項を定めた「食品安全緊急時対応基本指針」(16年2月公表)に基づいて、緊急事態等の類型に応じたガイドラインの検討等を進めた。

(4) 消費者の安心・信頼の確保

ア 食品表示・JAS規格の適正化の推進

JAS法に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において表示基準をわかりやすく見直すとともに、表示基準に従った適正な表示がなされるよう強力に監視指導を行うこと等により、消費者が安心して食品を選択できる環境の整備に努めた。

また、定期的に既存のJAS規格を見直すとともに、生産情報公表のJAS規格や有機畜産物のJAS規格等新しいニーズに対応したJAS規格の制定を推進した。

(ア) JAS制度のあり方についての検討

JAS法の改正も視野に入れて、「JAS制度のあり方検討会」において、行政改革の観点からの登録認定機関等に対する国との関与のあり方や、社会ニーズに対応した新たなJAS規格の展開方向について検討を行い、16年10月に「最終報告」を取りまとめた。この報告結果を踏まえ、必要な制度の見直しや運用の改善を図ることとし、JAS法の一部改正法案を第162回通常国会に提出した。

(イ) 不正を見逃さない監視体制の整備

① JAS法の厳正な運用

不正表示を行った事業者に対しては、JAS法に基づき、立入検査、指示・公表を行うなど厳正な措置を講じた。

② 地方農政局等の職員による食品表示の監視・指導

a 地方農政局等に配置した約2千名の食品表示の監視を担当する職員が、日常的に小売店舗等を巡回し、食品表示の実施状況を監視するとともに、不適正な表示があった場合には改善指導を行った。

b 社会的なニーズを踏まえて選定した特定の品目を対象に、その表示の根拠まで含めて徹底的な監視・指導を行った。

③ 食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用

独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて、加工食品中の遺伝子組換え原材料の混入率検査や農林水産物の品種判別といったDNA分析技術等を活用した食品表示の科学的検証技術に関する実証研究を行い、公定法（食品衛生法に基づいた検査）を確立するための検討を行った。

また、既にDNA分析技術が確立している精米、うなぎ等については、DNA分析技術を活用した品種判別による食品表示の科学的検証を実施した。

④ 消費者の協力を得た食品表示の監視

食品表示110番や食品表示ウォッチャー等、消費者の協力を得て食品表示の日常的な監視を行った。また、同様の取組を行う都道府県に対し支援を行った。

⑤ 食品の表示制度の普及・啓発

食品関係の事業者や消費者からなる協議会を開催し、表示適正化の方策を検討するとともに、消費者、生産者、販売業者等が参加する食品表示に関する意見交換会（食品表示フォーラム）を開催し、広く食品表示についての意見交換を行っ

た。また、独立行政法人農林水産消費技術センター及び社団法人食品衛生協会に設置した一元的な相談窓口を2カ所から6カ所に増設し、JAS法及び食品衛生法に基づく表示に関する相談に統一的に対応した。このほか、JAS法のみならず食品衛生法等も含めた食品の表示制度について、ポスターやパンフレットの配布、講習会の開催、広告等を通じてその普及・啓発を推進した。

(ウ) わかりやすい食品表示の実現

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現する観点から、農林水産省と厚生労働省が連携し、「食品の表示に関する共同会議」において食品の表示基準全般について調査審議を行い下記のような成果を得た。

① 加工食品の原料原産地表示

加工食品の原料原産地表示について議論を重ね、産地の意味を誤認させる表示を禁止するとともに、生鮮食品に近い加工食品を横断的に原料原産地表示の義務付け対象とすることとし、16年9月14日に加工食品品質表示基準を改正した。

② 畜産物の原産地表示

外国から生きたまま輸入し、国内で3か月を超えた後にと畜して生産した畜産物が国産扱いとなる表示の特例(いわゆる3か月ルール)を廃止することとし、16年9月14日に生鮮食品品質表示基準を改正した。

(エ) JAS規格の見直し

JAS法において5年ごとにすべてのJAS規格について見直しを行うこととされていることを踏まえ、JAS規格が食品等の生産や消費の実態からかい離したものとならないよう、国際的な規格の動向を踏まえつつ、必要な見直しを行った。

(オ) 生産情報公表のJAS規格

農産物について、食品の生産に関する情報が正確に伝えられていることを登録認定機関が認定する生産情報公表のJAS規格の導入に向けての検討を行った。

また、生産情報公表のJAS規格について、検査認証制度講習会等を実施することにより、生産情報を提供することが可能な生産者の認定を促進するとともに、消費者の理解を促進するための情報提供を積極的に実施した。

(カ) 有機畜産物のJAS規格

農林物資規格調査会(JAS調査会)において、有機食品に関する国際的な基準であるコーデックスガイドラインに準拠しつつ、消費者の信頼の確保、我が国の家畜の飼養方法等を踏まえた有機畜産物のJAS規格の制定に向けての検討を行った。さらに、有機畜産物のJAS規格を制定するに当たって、有機飼料のJAS規格を制定する必要が生じたことから、別途、有機飼料のJAS規格の制定に向けての検討を行った。

(キ) 有機農産物等の認証の促進

JAS法に基づく適正な表示が付された有機農産物等の普及を図るために、以下の取組を行った。

① 生産者に対して、有機農産物の生産農家のJAS認定の促進を図るために、当該認定に関する実地講習会及び検査認証制度研修会の開催、認定の申請に関する情報提供

② 登録認定機関に対して、検査・認証制度の信頼を確保するため、検査員・判定員を対象とした講習会の開催。また、有機畜産物の検査・認証制度を円滑に開始

するため、不足している検査員を育成する研修会の開催

- ③ 消費者に対して、有機農産物に対する理解を深めるためのシンポジウムの開催、広報活動の充実強化

(ク) 特別栽培農産物新表示ガイドラインの普及推進

食に対する信頼が揺らいでいる状況や特別栽培農産物^{*1}に対する高い関心を踏まえ、消費者等へ改正された「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の普及・定着を図った。

イ トレーサビリティ・システムの確立

生産者、流通業者の自主的な導入・取組を基本としつつ、生産・加工・流通等の各段階で食品とその情報が追跡できるトレーサビリティ・システム(生産流通情報把握システム)の導入を図った。

(ア) 国産牛肉

耳標の装着や出生等の届出とそれに基づく個体識別台帳(データベース)の整備等生産・と畜段階の措置の確実な実施を図るとともに、枝肉、部分肉、精肉等への個体識別番号の表示と取引の記録等流通段階の措置の適正な実施のための周知徹底及び指導を行った。

(イ) 国産牛肉以外の品目

生鮮食品、加工食品等について、実証試験(3件)や実態調査等を通じ、それぞれの生産、流通等の実態に対応したモデル的なトレーサビリティ・システムを開発した。また、情報関連機器や分析機器の整備、鶏卵及び貝類ガイドラインの作成等により各業界における自主的なシステム導入を推進した。

ウ 「食育」の推進

家庭、教育現場における食育、地域に根ざした食育、体験を通じた食育、食品の安全性に関する食育等を国民運動として総合的に推進した。(詳細はI-1(2)に記載)

エ 産地と消費者の信頼を深めるための取組の促進

消費者ニーズに対応した農産物の供給を促進するとともに、消費者の農業や食に対する理解を深め、食の安全・安心の確保や元気な産地づくりにつながる、生産者と消費者の「互いに顔の見える関係づくり」を進めるため、直売所を利用した新鮮な地域産物の販売、伝統的な食材を利用した郷土料理の体験活動等により地産地消等を推進した。

- (ア) 地産地消活動を推進するため、地元消費者のニーズを生産者が把握するための交流活動、消費者による地場産農産物の普及活動等を支援した。
- (イ) 地域ぐるみでのアグリビジネス(生産を核として加工・流通・販売・交流等に取り組む創造的高付加価値農業)の取組に必要となる諸施設の整備に対する支援を通じて、地域農業の担い手の育成等を推進した。
- (ウ) 農業法人等のアグリビジネスへの取組に必要となる諸施設の整備に対する支援を通じて、地域農畜産物の高付加価値化による所得の向上や雇用機会の創出等を推進した。
- (エ) 地域の農業生産者と実需者との連携に必要となる諸施設の整備に対する支援を通じて、地域農産物の安定的な供給体制の確立を推進した。

*1 科学合成農薬及び化学肥料の双方を、慣行の5割以上減らして栽培された農産物

オ 動植物検疫の着実な実施

(ア) 動物検疫

家畜防疫官を適切に配置するなど検査体制の整備・強化に努め、家畜の伝染性疾患の侵入・まん延防止に万全を期した。

(イ) 植物検疫

我が国未発生、または発生が一部の地域に限定されている重要病害虫に対する侵入警戒・早期防除、我が国未発生病害虫の調査研究の充実、苗木類等の検疫の強化等、的確な植物検疫を推進し、病害虫の侵入・まん延を的確に防止した。

(5) 食の安全・安心を確保するための環境保全の取組

食品の安全に影響を及ぼす有害化学物質について、生産段階における発生や排出の抑制を進めるとともに、環境に優しい生産活動の推進等を通じて、食の安全・安心を確保するための環境保全の取組を推進した。

(ア) 環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、たい肥等による土づくりを基本とした化学肥料・農薬の使用低減を図る農業生産方式の導入を促進するための取組等を推進した。

(イ) 土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向けて、基盤整備や土づくり施設整備等を推進した。

(ウ) 環境に配慮しつつ、より安全・安心な農産物の安定生産に資するため、農薬の飛散防止技術の確立等、病害虫防除における農薬散布に伴う環境リスク低減を推進した。

(エ) 地域単位での水産物の衛生管理対策の一層の強化を図るため、漁港利用者への意識啓発に努めるほか、清浄海水導入施設、鳥獣等進入防止施設及び岸壁から発生する汚水の浄化施設等の整備等、安全で衛生的な水産物の供給体制を整備した。

(6) 研究開発の充実

食の安全・安心の確保に必要な新技術の開発を推進するため、食品表示項目の検証手法、リスク低減化技術、環境負荷低減技術等の開発を推進した。

(ア) 食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発、食品の安全性にかかる分析・検出技術の高度化・迅速化、リスク低減技術の開発等を推進した。

(イ) カドミウム、ダイオキシン類、ドリン系農薬等の有害化学物質について、農林水産生態系における動態の把握、生態系への影響評価、分解・無毒化技術の開発を推進した。

(ウ) 農業が環境に与える負荷低減を図るため、作物が本来もつ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術の開発を推進した。

(エ) 食品の安全性を確保するため、以下の各種調査研究等を推進した。

① 情報ネットワークやリスクコミュニケーション等、安全管理体制の高度化に関する研究

② 健康食品等の安全性及び有効性の評価

③ BSEに関する研究

④ 遺伝子組換え食品の検知及び安全性評価

- ⑤ 食品中の微生物のリスク分析手法の導入に必要な研究
- ⑥ 残留農薬等の食品中化学物質等の安全性に関する研究
- ⑦ 各種加工食品のH A C C P導入に関する研究

その他、本年度中に発生した緊急かつ重大な事案（スギヒラタケ関連等）に対応するため、厚生労働科学特別研究において、研究を推進した。

また、長期にわたる摂取による健康への影響が懸念される食品中の汚染物質について、各種食品中の濃度分布及び一定期間における各食品別摂取量の調査を実施した。さらに、これらのデータを組み合わせることにより、精密な汚染物質曝露量の推定を行い、必要に応じて、基準の策定、摂食指導等の対策を推進した。

2 食品産業の健全な発展

食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るために、食品産業の事業基盤の強化を図りつつ、特に食品製造業と農業の連携を推進したほか、環境への負荷の低減及び資源の有効利用のために環境対策を総合的に推進した。また、卸売市場の機能・連携強化を図るとともに、食品小売業の活性化等を進め、食品流通の効率化を推進した。

（1）食品産業の事業基盤の強化

中小企業が多く経営基盤がぜい弱であることから、食品産業が食料の供給において果たす役割が十分に發揮されるよう、技術力の向上の促進、中小企業への支援措置の活用等により、その経営体質強化を図った。

ア 製造段階における技術開発の支援

地域における産業ニーズ・技術シーズ（研究開発成果等）を有するものの連携による食品産業分野の共同技術開発のための基盤づくり等に対する支援を行った。

引き続き产学研官連携のもとに、以下の取組を支援した。

- ① 発酵分野の技術革新による、新機能性食品成分の生産技術、発酵食品の品質・生産性の向上技術等の開発
- ② より高度な食品の安全性評価技術、衛生管理技術の開発
- ③ バイオマーカー（簡易な生物指標）等を活用した食品のもつ効能の科学的な評価、健 康維持に効果のある食品の製造技術の開発
- ④ 食品産業における新規分離抽出技術の開発
- ⑤ 食品製造業における国産食材の活用促進のため、国産農産物の加工適性の向上、機能性の解明等にかかる技術の開発

イ 特定農産加工業の経営改善に対する支援

特定農産加工業者の経営改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく金融・税制上の支援措置を実施した。

ウ 中小企業支援等業種横断的施策の促進

- （ア） 食料消費の変化等食品産業を取り巻く環境の変化に対応し、食品産業の経営基盤の強化を図るため、食品産業の構造転換の方向及び対応策の検討を行った。
- （イ） 食品の安定供給、農林水産関連企業の体质強化等を図るため、農林漁業金融公庫

等政府系金融機関から、基礎素材型食品産業の基盤強化、食品流通近代化施設の整備、新規事業育成、農村地域工業等の導入促進、新規用途事業等の導入促進、水産加工業の振興等に必要な長期・低利の資金の貸付けを実施した。

- (ウ) 農林水産関連企業において、産業活力再生特別措置法に基づく中核的事業の拡充、事業革新等の事業再構築による事業再編、産業再編を支援するために金融・税制上の支援措置を実施した。
- (エ) 農林水産関連中小企業において、中小企業経営革新支援法に基づく経営革新を支援するために金融・税制上の支援措置を実施したほか、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」、新事業創出促進法に基づき、中小企業等の創業及び研究開発等を支援した。
- (オ) 「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」の趣旨を踏まえ、農林水産関連中小企業にかかる分野調整問題について指導等を行った。
- (カ) 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、労働時間の短縮の円滑な推進を図った。
- (キ) 食品工業団地の形成の促進等により、食品工業の立地の適正化等を推進した。
- (ク) 新食品・食品新素材の原料等の安定的確保と国産農水産物の利用拡大に資するため、国内外情報等の調査・検討、食品産業・消費者への情報提供を行った。

工 外食産業の振興

- (ア) 外食事業者からの国産食材の利用・調達に関するニーズの発信、外食店における消費者への食材の情報（栽培方法、産地等）の提供とともに、外食事業者が求める国産食材について、一次加工等を効率的かつ効果的に産地で行うことを支援し、外食産業における国産食材の一層の利用等を推進した。
- (イ) 外食事業者が国産食材の安定的仕向け先として継続し得る仕組みを明らかにする調査を実施するとともに、地場料理店等における地域色豊かな食品の利用拡大に向けた支援を行った。

（2）食品産業と国内農業との連携強化

食品製造業の活性化を推進するため、農業者等との連携や地産地消の実践による高付加価値商品の製品化等を通じた産地ブランドの育成を推進した。また、産学官の参画により、地域の食品企業が実用化に重点をおいた技術開発を行うための環境整備等を重点的に支援した。

（3）食品流通の構造改革の推進

卸売市場整備の抜本見直し、電子タグ^{*1}等新技術の活用等により卸売市場流通をはじめとする食品流通の構造改革を推進した。

ア 卸売市場の機能・連携強化等

- (ア) 卸売市場整備基本方針の記載事項に物品の品質管理の高度化に関する事項を追加するなどの「食の安全・安心への対応」、電子商取引の導入により商物一致規制を緩和するなどの「取引規制の弾力化」、中央卸売市場の再編を進めるための手続規

*1 メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ）

定を整備するなどの「市場機能の強化」を内容とする卸売市場法の改正が行われた。

- (イ) 卸売市場の大規模増改築等建造物の新築を行う整備に対する補助について、PFI（民間資金等活用事業）による事業実施を原則義務付けた。
- (ウ) 中央卸売市場整備計画に基づき、老朽化等が進む中核的市場の大規模再整備や移転新設、機能強化に資する施設の整備を重点的に実施した。
- (エ) 地方都市における生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を確保するため、物流機能等の強化を図るとともに、地域の実情に応じた統合整備を推進した。
- (オ) 公設市場において、PFIによる整備の推進及び市場関係者により組織した事業協同組合等が行う市場機能の高度化に資する施設等の整備を推進した。
- (カ) 卸売の機能・体制の強化を図るため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法に基づく、市場関係事業者の経営体質を強化するための支援を引き続き実施するとともに、卸売市場における買受けの主要な担い手である仲卸業者に対して開設者が実施する再編等の取組について一定の支援を行った。
- (キ) 地域における生鮮食料品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が、当該地域の他の卸売市場の開設者と連携または合併して、これらの卸売市場の機能高度化を図る取組について、税制上の支援を行った。

イ 食品小売業の活性化

- (ア) 食品に対する消費者ニーズの多様化に対応した食品小売業の経営改善を図るため、必要となる知識、技術等の教育、指導、普及等を実施し、食品小売業が地域においてその機能を適切に果たすため、人材育成マスター評価システムの開発等を支援した。
- (イ) 消費者の食生活を支え、多様な食品や、その実践的情報（産地、旬、調理法等）を提供するなどの役割を担う食品小売業が、その役割を的確かつ効率的に果たすため、新たなビジネスモデル（業態・経営革新の仕組み）の開発により経営活性化を図るための取組を支援した。
- (ウ) 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対する農林漁業金融公庫等の金融機関を通じた長期低利の資金の融通を実施した。

ウ 食品流通の効率化

- (ア) 取引費用の削減等を推進するため、電子タグを利用した新しい効率的物流管理手法を確立するためのシステム開発を図るとともに、EDI（電子データ交換）の普及・定着を引き続き推進した。
- (イ) 効率的な食品流通を推進するため、通い容器の規格の統一や効率的な管理回収システムを構築した。
- (ウ) 地方の卸売市場の集荷力の向上と流通の効率化を図るため、複数市場連携による物流の最適化システムの開発を支援した。
- (エ) 安全な食品の供給を確保するため、食品の製造及び流通の各段階にわたる巡回点検指導、価格需給動向の予察、価格高騰時の巡回調査等の対策を行った。
- (オ) 東京と海外主要都市における食料品の小売価格の実態調査を実施するとともに、生産・流通・消費の各段階において内外価格差を生じさせているコスト要因の構造を分析した。

(4) 環境問題への積極的対応

食品産業等の事業活動に伴う環境への負荷の低減や資源の有効利用を図るため、食品廃棄物等の発生の抑制、肥料及び飼料等へのリサイクル等の促進、容器包装廃棄物のリサイクルの促進等、食品産業における環境問題に対する積極的対応を促進した。

ア 食品リサイクルを通じた循環型経済社会システムの構築

環境負荷の少ない、循環を基調とした経済社会システムを構築するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、食品事業者等による食品廃棄物等の発生の抑制、リサイクルの実施を促進した。

- (ア) 食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量を促進するため、食品リサイクル法に関する講習会の開催、パンフレットの作成・配布等により、国民のリサイクル意識を高めるとともに、食品リサイクル法の円滑な実施を確保するため、再生利用等の手法に関する調査を行った。
- (イ) 先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対して支援を行い、リサイクルの成果の実証・波及を図った。
- (ウ) 家庭から発生する廃食用油の不適正な処理により海・湖沼等を汚染しないよう、効率的な回収システム構築のための検討及び実証実験を行うとともに、消費者に対し廃食用油の適切な処理方法等を普及・啓発した。
- (エ) 外食産業において、飲食店等の食品廃棄物から製造される肥料等の特性と効果的利用法を把握するための検討会や、消費者のリサイクル意識を向上させるための外食事業者の活動を支援するとともに、外食事業者のほか関係者との情報交換を行うための体制整備を支援した。
- (オ) 外食店舗における食品残さの高度利用を促進するため、一次処理物の利用拡大の検討及び店舗型リサイクルシステムの構築等を推進した。

イ 容器包装リサイクル促進対策

- (ア) 容器包装廃棄物の減量及び資源の有効な利用を目的とする容器包装リサイクル法において、再商品化義務のある多くの対象事業者が存在しており、制度の公平性・透明性を確保するため、特定事業者情報を整備するなど、フリーライダー（再商品化の義務がありながら、その義務を果たさない事業者）に対する義務履行の促進等の対策を実施した。
- (イ) 容器包装リサイクル制度について一層の促進を図るため、講習会の開催等による普及・啓発活動に対する支援を行った。また、特定事業者が再商品化義務量を算定するために主務大臣が毎年度定める量・比率の基礎となる容器包装の利用・製造等の実態調査を実施した。

ウ その他環境対策の総合的推進

- (ア) 公害防止等を確保するための情報提供、及び公害防止管理者等認定講習会の開催を行った。
- (イ) 地球温暖化対策を推進するため、食品産業におけるCO₂（二酸化炭素）等の排出抑制等環境自主行動計画の策定及び円滑な実施を支援したほか、追跡調査を実施した。

3 農産物の輸出入に関する施策

(1) 農産物の安定的な輸入の確保

- (ア) 輸入の増加による国内の農林水産業に対する影響を監視するため、必要な情報を常時収集した。
- (イ) 小麦・大麦の輸出国との安定的な貿易関係の形成、緊密な情報交換等を行った。

(2) 国産農産物等の輸出の促進に対する支援

- (ア) 我が国の農林水産物・食品に関する主要輸出先国（中国、韓国、台湾、米国等11か国・地域）の現地情報や貿易制度等の基礎的な情報等を収集するとともに、それらの情報を地方農政局やホームページ等を通じて生産団体等に提供した。
また、生産者等の輸出を支援するため、農林水産物・食品輸出促進セミナーを全国8箇所で開催した。
- (イ) 上海、ソウル、バンコク、ロンドンの4都市において食品見本市等へ日本ブースを出展し、国産農林水産物・食品のPR活動を行った。さらに、中国、カナダにおいて水産物及びなしの新規輸出開拓事例の構築を行った。
- (ウ) 国産の高品質な产品的生産者団体等が行う展示・商談会等の輸出促進活動を都道府県を通じて支援した。
- (エ) 海外を含む販売先の情報を踏まえ、様々なニーズに的確に対応する生産体制の構築に向けた、高品質化・高付加価値化・低コスト化のための集出荷施設、鮮度保持施設等の共同利用施設の導入を支援した。
- (オ) 国産農林水産物・食品の輸出を阻害する外国の制度やその運用状況を把握し、これを是正する取組を行った。
- (カ) 売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本型食生活の良さとかかわりをもたせた形での日本米の紹介等の販売促進活動を支援した。

(3) 適切な備蓄の実施

ア 米

政府備蓄米については、15年産米の作柄不良に伴う供給不足を補うための販売により適正備蓄水準（100万トン程度）を大幅に下回ったことや、16年産米の作況、最近の政府備蓄米の販売状況等を踏まえ、適切な備蓄運営を図る観点から、16年産米の政府買入数量を40万トン、平成16年7月から17年6月までの販売量を10万トンと設定した。

また、政府備蓄米の売買方式については、需要に見合った売れる米づくりを推進し、市場実勢に即しつつ、消費者への安定供給を図る観点から、売渡しについては16年4月から、また買入れについては16年産米から、入札を基本とする仕組みに移行した。

イ 麦

食糧用麦の備蓄について、通常の需給操作と不測の事態における対応ができるよう、現行の在庫保有水準（外国産食糧用小麦需要量の2.6か月相当分）を基本として、在庫保有の官民分担関係の適正化、在庫水準の弾力的運用を図りつつ、適正かつ効率的な運営を実施した。

ウ 大豆

大豆の国際需給の変動等に対応し、その安定的な供給を確保するため、社団法人大豆供給安定協会において食品用大豆の備蓄（16年度4.7万トン）を実施した。

エ 飼料穀物

飼料穀物の備蓄については、近年、配合飼料主原料であるとうもろこし・こうりやんの需要量が減少傾向で推移していること等を踏まえて備蓄水準を見直し、とうもろこし・こうりやんについては、16年度当初に5万トン削減して60万トンの備蓄を実施した。

また、飼料用大麦については、ミニマム・アクセス米とあわせて35万トンの備蓄を実施した。

（4）動物検疫及び植物検疫対策の推進

ア 動物検疫

家畜防疫官を適切に配置するなど検査体制の整備・強化に努め、家畜の伝染性疾病の侵入・まん延防止に万全を期した。

イ 植物検疫

植物防疫法に基づき、海外からの病害虫の侵入とそのまん延を防止するとともに、海外に輸出される農産物が輸出相手国の検疫条件を満たすよう、植物検疫体制を引き続き強化した。

4 不測時における食料安全保障

食料供給に影響を及ぼすおそれのある様々な不測の事態に的確に対処するため、不測時の食料安全保障マニュアルに基づく食料供給対策を円滑に実施するための具体的な対応策の検証、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析・発信のための体制強化等を実施した。

（1）不測の事態において実施すべき施策の整備

不測時においても食料の供給を確保するため、不測時の食料安全保障マニュアルに基づく食料の増産や価格・流通の安定等の対策（緊急増産・生産転換、輸入の確保等）を検証し、具体的な実施手順等について更新を行った。

（2）食料安全保障上重要な品目の需給動向等の分析・公表

食料安全保障上重要と考えられる品目について、主要輸入先国における生産・流通状況、我が国における在庫・輸入状況及び国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析・提供体制の強化に努めた。

5 国際協力の推進

世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力を推進するとともに、これらの地域に対する食料援助を行うなど、国際協力を推進した。

また、政府開発援助（ODA）については、開発途上国への援助需要や経済社会状況等を

総合的に判断するとともに、農業に関する我が国の政策との連携も踏まえつつ効果的・効率的な活用に努めた。

(1) 食料・農業分野における技術・資金協力

- (ア) モンゴル、インドネシア、パキスタン（平成17年1月策定予定）及びベトナムを対象とした「国別援助計画」の策定・改定に当たり、当該国の開発ニーズを総合的に検討するなかで、食料・農業分野の国際協力のあり方等についても十分検討した。
- (イ) 開発途上国の食料増産等に向けての自助努力を積極的に支援するため、開発途上国からの要請に応じ、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて専門家の派遣、機材供与、研修員の受入れを柔軟に組み合わせて行う技術協力プロジェクト、海外農業開発に関する調査並びに青年海外協力隊の派遣等を行うとともに、専門家の養成・確保を図った。
- また、独立行政法人緑資源機構を通じて、JICAが実施する砂漠化防止等に資する持続可能な農業農村開発や農民参加型の村づくりにかかる技術協力等に必要な情報の収集・整備を実施した。
- (ウ) 開発途上国の農業・農村開発、食料増産等のために、円借款の供与、一般・水産無償資金協力、食糧援助規約に基づく食糧援助（KR）、及び食糧増産援助（2KR）を行ったほか、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界食糧計画（WFP）等の国際機関を通じた協力を行った。
- (エ) 開発途上国の飢餓・貧困の解消に積極的に取り組むとともに、砂漠化の防止等持続可能な農業の開発を推進した。
- ① マリ等において、持続可能な農業生産等を目的としたフード・フォー・ワーク^{*1}を行い、アフリカの飢餓・貧困の解決を推進。
- ② 東アフリカのエチオピアにおいて、地域資源を利活用した砂漠化防止対策技術を確立することにより、持続可能な農業農村開発を推進し、飢餓・貧困の解決を支援。
- (オ) FAOに対し準専門家等を引き続き派遣するとともに、国際農業研究協議グループ（CGIAR）傘下の研究機関等との水稻栽培技術の開発等に関する共同研究やアジア生産性機構（APO）が行う農業生産性の向上に関する講習会の開催及び専門家派遣を行った。

(2) 國際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

- (ア) 近年の不安定な国際穀物需給状況のもとで、既存の援助枠組みでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、緊急食糧支援事業により、緊急食糧支援の実施に伴う財政負担を平準化するための資金造成を引き続き行った。
- (イ) 東アジア地域における食料安全保障強化及び貧困緩和を目的とする東アジア緊急米備蓄システムの設立に向けたパイロット・プロジェクト（実施期間：3か年）が16年度にスタートし、我が国は、プロジェクトの調整国として、事務局運営に対する支援等の積極的な貢献を行った。

*1 住民参加型農村開発事業

(3) 国際コメ年への対応

14年12月の第57回国連総会において、我が国をはじめとする44か国の共同提案により、2004年を「国際コメ年」とすることが決議され、世界各国が連携してコメの重要性をアピールすることとなった。これを受け、「農林水産省国際コメ年推進本部」を設置するとともに、全国でシンポジウム等を開催するなど積極的な取組を実施した。

(4) 国連防災世界会議の開催

15年12月の第58回国連総会において、我が国をはじめとする141か国の共同提案により、阪神・淡路大震災から10年となる17年1月に兵庫県神戸市において「国連防災世界会議」を開催する決議案が全会一致で採択された。

これを受け、国連が主催するテーマ別セッションにおいて「農山漁村地域の防災機能と災害に強い持続可能な生活」をテーマとしたセッションを開催し、「災害に強い国土とコミュニティーを構築するためには、農林水産業、農山漁村・森林の多面的機能を適切に評価し、その機能の保全対策が重要である」などのメッセージを世界へ向け発信した。その他シンポジウムや防災展を開催するなど積極的な取組を実施した。

III 農業の持続的な発展に関する施策

1 望ましい農業構造の確立

(1) 認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保

ア 担い手への支援の集中化・重点化

各種事業において、「担い手の育成・確保」をより徹底する観点から、事業対象者要件の見直し、担い手への事業効果要件の設定等、担い手に関する要件の見直し・改善を図った。

特に、農地保有合理化促進事業、経営構造対策事業において、①担い手要件の明確化、②担い手の受益にかかる要件設定を実施した。

(ア) 認定農業者制度の適切な運用

「認定農業者制度の運用改善のためのガイドライン」（平成15年6月30日付経営局長通知）に基づく運用改善を推進するとともに、「今後の担い手政策の推進について」（16年9月29日付経営局長通知）を発出し、担い手を特定する仕組みとして位置付けられた認定農業者制度の一層の活用と集落営農の組織化の加速化が図られるようにした。

(イ) 認定農業者等の経営改善に向けた支援の強化

認定農業者等の経営改善に向け、経営改善支援センターを中心とした関係機関・団体の連携による経営相談及び経営管理能力向上のための研修等を実施するとともに、経営改善に必要な機械・施設整備をリース方式で行う場合の支援等を実施した。

また、認定農業者の経営の発展に向けた個性と工夫に満ちた地域の主体的な取組を支援するため、支援体制の一元化を促進するとともに、商品開発、販売戦略等経営の多角化に向けた技術や知識等の情報の提供等を行う食のシンクタンク活動を実施した。

(ウ) 認定農業者等意欲ある担い手に対する制度資金の融通

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、農業経営改善促進資金等の円滑な融通、債務保証の着実な活用を図った。

また、現在は償還困難な負債を抱えつつも、農業経営の改善を積極的に進めようとする農業者に対して、既往借入金の償還負担の軽減が図られるよう、農業経営維持安定資金、農業経営負担軽減支援資金等の円滑な融通を図った。

イ 担い手への農地の利用集積の推進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現し、食料自給率の向上及び生産振興に資するため、これら農業経営への農地の利用集積を推進した。

(ア) 総合的な農地利用集積対策の推進

① 地域水田農業ビジョンを実現するため、より高い農地利用集積の目標を設定し、担い手への利用集積を推進する地域について、規模拡大のための地域の創意工夫に応じた農業機械・施設の導入を支援した。

② 農用地利用改善団体が行う効率的な農地利用活動を通じて認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、当該農地利用活動を支援し、認定農業者への農地の利用集

積を図った。

- ③ 集落内に担い手集積ゾーンを設定し、農地保有合理化法人が関係機関と協力して担い手に農地を集中する仕組みを構築するとともに、土地利用調整のための活動等に対する支援を行った。
- ④ 農地保有合理化法人が自ら買入れまたは借り受けをして保有している農用地等を、一定の要件を満たす認定農業者等に売渡しまたは貸付けをすることにより、農地の利用集積を図った。
- ⑤ 農地の利用集積を図ることを目的に、家畜排せつ物処理施設、農業用機械等を農地保有合理化法人が認定農業者等に貸付けするために取得する場合の必要経費について無利子資金の貸付けを実施した。

(イ) 農地利用集積に資する支援策の充実

- ① 経営体の育成、農地の利用集積等農業の構造改革を加速化するための農地整備を、関連するソフト施策との密接な連携のもとに実施した。
- ② 担い手の育成に資する草地等の総合的な整備及び無利子資金の貸付けを行うとともに、草地等の連担化等を推進する担い手育成草地流動化促進事業を実施した。
- ③ 担い手への農地の利用集積等を事業実施地区の全国共通目標として設定し、担い手となる経営体の育成・確保に資する施設等を整備する経営構造対策事業を実施した。
- ④ 土地改良区等において、農業水利等に関する情報の整備を行い、農家間の水利調整等を実施することにより、農地の利用集積を支援した。

(2) 経営構造対策等の推進

ア 経営構造対策の推進

効率的かつ安定的な経営体が地域農業の相当部分を担う農業構造を確立するため、農業生産を核に加工、流通、販売等に取り組むアグリビジネス（創造的高付加価値農業）を通じて地域農業の担い手となる経営体を育成する取組に必要となる施設の整備等を総合的に行う経営構造対策事業を実施した。

また、認定農業者、特定農業団体等の担い手への支援の重点化、「地域水田農業ビジョン」策定地域への優先配慮による米政策改革の推進等のほか、担い手の育成を推進するため、以下の施策を講じた。

(ア) 経営の零細な農家が多くを占める地域（担い手育成緊急地域）における特定農業団体の育成

(イ) リース事業の拡充等による農業法人の経営の多角化等の支援

(ウ) 経営継承円滑化支援施設等の拡充による特定農業法人等の育成に対する支援

イ アグリ・チャレンジャーの支援

アグリビジネスに積極的に取り組む農業法人等（アグリ・チャレンジャー）に対し、新商品、新技術等の開発を支援したほか、生産・加工・流通施設等の整備を実施した。

また、一層の高付加価値農業の推進のために以下の施策を講じた。

(ア) 農業法人等における食品産業等の他産業との連携による地域ブランドの確立等を通じた高付加価値化への取組についての調査・研究の実施

(イ) リース事業の拡充等による農業法人の経営の多角化等の支援

ウ 地域の農業生産者と実需者との連携の促進

地域の農業生産者と実需者との連携に必要な生産・実需双方向の情報提供及び連携等に対し、アドバイザー支援の実施とともに、実需ニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制の整備を実施した。

また、実需者との連携による効率的かつ安定的な経営体の育成を推進するため、実需者側との連携に取り組む特定農業法人等の育成や農業法人の経営の多角化等の支援を講じた。

2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開

(1) 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化を加速化し、法人経営の発展に向けた法人の主体的な取組等を支援するため、以下の施策を講じた。

- (ア) 法人化による利点が享受できると考えられる農家等に対する法人化の普及・啓発、相談・指導、情報提供
- (イ) 認定農業者や集落営農の法人化等地域の実情に応じた多様な農業経営の法人化、特に、地域水田農業ビジョンにおいて明確化された担い手の法人化に当たっての濃密指導・設立支援
- (ウ) 農業法人が自ら行う商品企画等の販売力向上等に向けた取組や農業法人の経営者の養成・確保を図るための研修に対する支援

(2) 農業者年金制度の着実な推進

独立行政法人農業者年金基金において、所要の年金給付等を行った。具体的には、農業者の老後に必要な年金等を給付することにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図った。また、担い手の確保に資するため、認定農業者等に対して保険料の負担軽減を図り、その者の経営継承後の生活の安定を図るために、特例付加年金の給付に充てるべき積立金の助成を行った。

3 農地の確保及び有効利用

「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）及び農地法の適切な運用を通じ、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図った。

また、農地を効率的に利用していくため、農地保有合理化事業等を活用し効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消を目指した施策を実施した。

(1) 農業振興地域制度の円滑な運用の推進

農振法に基づき策定された「農用地等の確保等に関する基本指針」で明らかにされた農用地区域内の農地の面積、農業振興地域の指定基準等、同指針の内容をさらに周知徹底した。また、同指針を踏まえた都道府県による「農業振興地域整備基本方針」及び市町村による「農業振興地域整備計画」の改定を促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農

業上の用途の設定等、土地利用に関する市町村の主体的な取組を促進し、制度の円滑かつ適正な運用を推進した。

（2）耕作放棄地の解消に向けた対策の実施

耕作放棄地の発生を抑制するため、効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積、基盤整備事業の実施により農地の効率的な利用を促進するとともに、中山間地域等における農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度の実施等を推進した。

また、耕作放棄地の解消による優良農地の確保、地域農業の振興及び計画的な土地利用の推進を図るため、地域における遊休農地活用のための計画策定、遊休農地の再利用のための都市住民等によるボランティアの育成等の実践活動や簡易な土地条件の整備等を実施した。

4 農業生産の基盤の整備

農業生産の基盤の整備については、「土地改良長期計画」に示された成果の実現に向け、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、農業の生産性を向上させるため、自然と共生する環境創造型事業への転換や関連施策との連携を進めつつ、農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備等を実施した。

（1）地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備

- (ア) 経営体の育成、農地の利用集積等農業の構造改革を加速化するための農地整備を、関連するソフト施策との密接な連携のもとに実施した。
- (イ) 地域水田農業ビジョンの実現に向け、緊急にきめ細かな基盤づくりを行い、効率的な畑作物の生産等多様な水田農業の展開に向けた「畑地転換」、「土づくり」等の取組を支援した。
- (ウ) 高生産性農業の促進とともに、物流拠点ネットワークへの交通の便を改善することによる農産物物流の効率化を図るため、地域の実情に応じた弾力的な計画・設計への取組を強化しつつ、農道の整備を推進した。
- (エ) 独立行政法人緑資源機構において、農用地及び土地改良施設の整備等を総合的に実施した。
- (オ) 既に整備された農地の高度利用に向けた機動的な整備に事業を重点化とともに、基盤整備を契機とした経営体の育成を図った。
- (カ) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展を図るため、担い手への草地基盤の利用集積を図りつつ、草地・農業用施設等の整備を一体的に実施した。

（2）安定的な用水供給機能等の確保

- (ア) 基幹的農業水利施設について、予防保全対策等により施設の長寿命化を図りつつ、施設ごとの更新適期に応じた必要な更新整備等を計画的かつ機動的に実施した。
- (イ) 米政策改革による農業構造改革の加速化に対応した農業水利施設の効率的な管理等を実現するための条件整備を行った。
- (ウ) 農業水利施設の更新とあわせた農業用水の再編による都市用水の創出や農業集落

の防火・消流雪、農機具等の洗浄、生態系・水質保全等の地域用水機能の維持・増進に資する施設の整備を行うとともに、農業水利施設を保全するための非農家も含めた管理体制を構築した。

- (エ) 畑地帯における農業水利施設を整備するとともに、担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、地域の営農形態、ニーズに応じて、必要となる畠地かんがい施設、農道及び区画整理等の整備を総合的に実施した。
- (オ) 独立行政法人水資源機構において、農業水利施設の整備を実施し、緊急に広域的かつ総合的な水資源の安定供給を図った。

(3) 農地等にかかる総合的な防災対策

- (ア) 集中豪雨等によるため池等の被災により、周辺や下流の農地等が被害を受けることを防止するため、緊急度等に応じた計画的なため池等の整備を実施した。
- (イ) 機能低下を起こしている農業用排水路や排水機場等による農地等の湛水被害を防止するために、農業用排水施設の整備を実施した。
- (ウ) 地震や集中豪雨に起因した地すべりによる、農地等の被害を除去または軽減させるため、地すべり対策を実施した。
- (エ) 農地の土壤浸食の防止、農業用排水の汚濁の除去、農用地の土壤の汚染の除去等、農業生産の基盤に関する災害を防止するため、農地防災、農地保全等の各種防災事業を実施した。

(4) 「美しい自然と景観」の維持・創造

- (ア) 自然と共生する田園環境の創造を行うため、田園環境整備マスタープランを踏まえた環境創造型事業等を積極的に推進した。
- (イ) 事業の構想段階から設計、事業実施段階まで通じた、生態系の保全や良好な景観形成等、環境配慮のための技術手法の定着を図るとともに、環境配慮に関する情報を 국민にわかりやすく提供した。
- (ウ) 田園地域における地域住民・NPO等と連携した自然環境の保全・再生活動への支援や、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備等を実施した。

5 人材の育成及び確保

(1) 新規就農の促進

農林漁業内外から多様な人材を確保するため、就農の際に必要となる「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」といった課題に対応しつつ、新規就農者の習熟度合いに応じた技術・経営研修、就農支援資金の貸付け等、就農形態や経営の発展段階に応じたきめ細かい対策を講じた。また、平成15年4月に農林水産省と厚生労働省が連携して策定した「農林業をやってみよう」プログラムを踏まえ、新規就農対策の充実と雇用形態での就業対策を講じた。

ア 就農に関する情報提供・相談活動の展開

職業としての農業への関心の高まりや多様化する就農希望者のニーズに的確に対応した効率的な就農相談・情報発信を行うため、以下の施策を講じた。

- (ア) 市町村農業委員会や農業関係団体の有する就農及び生活関連情報を集約し、全国及び都道府県新規就農相談センターにおいて、公共職業安定所と連携して農業法人等への就農希望者に対する就農相談、無料職業紹介の実施に向けた整備を行った。また、新規就農を希望する酪農ヘルパーの増加を踏まえ、社団法人酪農ヘルパー全国協会との連携を図った。
- (イ) 就農希望者を対象としたニューファーマーズフェア^{**1}を大都市で開催したほか、厚生労働省のUターンフェアと合同で開催（東京都）した。また、新規就農者確保のために市町村が実施する現地就農説明会等に対して支援を行った。
- (ウ) 農業法人等への就職を促進するため、大学生等に対して農業法人等での就業体験活動を実施した。
- (エ) 地域の農業及び農村生活等の体験を通じて円滑な就農を促進するため、指導農業士のもとで、就農前の農業・農村体験を実施した。

イ 新規就農者の円滑な技術習得

基礎研修から現地定着まで、技術の発展段階に応じた農業技術・経営研修を体系的に実施するため、以下の施策を講じた。

- (ア) 「就農準備校」を運営する団体、都道府県、企業等で構成される協議会等の推進体制のもと、民間団体による大都市圏及び地方拠点都市での「就農準備校」設置に対して支援を行った。また、都道府県による地方都市での設置に対して支援を行った。
- (イ) 道府県農業大学校等の養成、研究及び研修の各部門において、農家子弟、Uターン者、法人就農希望者等多様な就農形態に対応した研修教育の実施とこれに必要な施設整備を行うとともに、指導職員の資質向上のための研究活動を推進した。
- (ウ) 就農希望者の現地定着を支援するため、市町村、農協等が設置する研修農場の運営に対して支援を行った。
- (エ) 農業経験のない就農希望者に対し、自発的な能力開発のための技術習得機会を提供するため、先進経営体（農業法人、指導農業士等）のもとで、農業経営や生産技術習得のための実践研修（OJT研修）を実施した。
- (オ) 地域ぐるみでの新規就農者の受け入れを行う場合に必要な研修・宿泊施設の整備を行った。
- (カ) 全国の農業青年が一堂に会し、その知識や技術を交換するとともに、交流を深め、農業者としての自信と誇りを培うことを目的とした第16回全国農業青年交換大会の開催（熊本県）を支援した。

ウ 新規就農者が必要とする資金の融通

新規就農者が必要とする資金を適切に融通するため、農業信用保証保険制度を活用しつつ、無利子の就農支援資金制度をはじめとした各種資金制度の積極的な推進を図った。

- (ア) 就農前の研修その他の就農準備に必要な資金の手当を支援するため、就農相談活動等の支援業務を総合的に行う都道府県青年農業者等育成センターを通じ、無利子の就農支援資金（就農研修資金及び就農準備資金）の貸付けを行った。
- (イ) 経営開始時の施設の設置、機械の購入等に必要な資金の手当を支援するため、都道府県青年農業者等育成センター、農協、銀行等の多様な貸付主体を通じ、無利

*1 農業法人等の合同会社説明会や就農相談会

子の就農支援資金（就農施設等資金）の貸付けを行った。また、農業信用保証保険制度を活用し、資金を借り受ける際の信用力の補完措置を講じた。

- (ウ) 近年の就農形態の多様化に対応するため、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の一部を改正し、就農支援資金の貸付対象として新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者を追加するとともに、都道府県青年農業者等育成センターの機能の強化等による農業法人等への就農に対する支援措置を講じた。

エ 新規就農者による円滑な経営継承

離農農家、規模縮小農家の経営基盤の継承先として、新規就農者が期待されていることを踏まえ、農地の確保、施設・機械の整備、家畜の導入等、初年度投資が大きく多様な準備が必要な畜産を中心に、経営継承の円滑化のため、以下の施策を講じた。

- (ア) 賃貸機械・施設整備への支援と農地保有合理化事業を活用した賃貸農場の設置を推進した。
- (イ) 畜産については、多様な継承方式の一つとして、法人がもつ新規就農者の育成機能を活用し、農協等に加え、協業法人経営体が離農跡地の施設等を整備して元実習生等の新規就農者に賃貸する事業を推進した。

オ 新規就農者の経営定着の促進

就農経路の多様化に伴う多様な新規就農者の経営定着を図り、認定農業者等の農業経営の担い手へと発展させるため、以下の施策を講じた。

- (ア) 多様な新規就農者の多種多様なニーズに的確に対応した指導を行うため、地域における新規就農者支援ネットワークの構築や新規就農者の課題抽出調査の実施、改良普及員による普及指導活動の高度化を図った。また、新規就農者支援ネットワークを活用した受入体制の強化等、新規就農者が地域に参入しやすい受入環境の整備を図った。
- (イ) 指導農業士等による、より実践的なノウハウの指導活動に対する支援を行い、新規就農者の経営が定着するまでのマンツーマンの指導体制の整備を図った。

(2) 農業教育の推進

ア 小・中学生等の農業に対する理解と関心の醸成に向けた取組

- (ア) 子ども達が農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、農作物の栽培や家畜の世話等を行う農業・農村体験学習の効果的な取組方策を検討する研究会やフォーラムを開催した。
- (イ) 農林水産省と文部科学省との連携のもとで、全国にモデル地区を設定し、各都道府県教育委員会が選定した推進校等が実施する農業・農村体験学習の受け入れ等を行った。
- (ウ) 体験学習の受け入れ等に関する情報の提供をホームページで行った。
- (エ) 都道府県や市町村等における、農業・農村理解のための副読本の作成、教職員に対する研修、体験指導者の養成等の支援を行った。
- (オ) 地域における用水路やため池等身近な水辺環境を活用した水生動植物観察等、水辺環境学習に必要な施設の整備や修学旅行等を通じた農業・農村体験等を推進した。

イ 青年農業者等の育成に向けた取組

- (ア) 農業の理解促進のため、農業高校生等を対象とした先進農家等での現場研修会を開催したほか、全国新規就農相談センターにおいて受入農家の情報提供を行った。
- (イ) 道府県農業大学校と農業高校の連携のもと、教育手法や交流のあり方等に関する研究活動を行ったほか、農業大学校において高校生を対象に農業の実務実習の体験等を行う「緑の学園」等、就農意欲や職業観を醸成するための取組を推進した。

6 女性の参画の促進

男女共同参画基本計画を踏まえ、農業経営における女性の役割を適正に評価するとともに、女性が農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境づくりを行った。また、「農林水産省男女共同参画推進本部」では、女性の経営参画の一層の推進に向けて、女性認定農業者の増加や女性のチャレンジ支援のための情報提供・収集体制の強化等の取組を行った。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けた総合的な支援

男女共同参画を効果的に推進するため、地域における女性農業者の参画目標の策定及びその達成に向けた意識啓発、研修、農村男女共同参画アドバイザーの認定等を行った。

また、女性認定農業者を増加させるための啓発活動を推進するとともに、経営における女性農業者の役割の明確化に向けた普及啓発活動を展開した。

さらに、出産・育児期にある女性農業者の農業経営参画が可能となるよう、出産・育児期の女性農業者への労働管理、母性保護等の研修や支援活動促進のためのハンドブックの作成等、普及啓発活動を行った。

(2) 女性による農産加工等の活動の促進

農山漁村の女性による地域の特産物等を活用した起業活動に対する研修や施設整備等に対する支援を行ったほか、農業改良資金において、女性起業向けの優先枠を設定し、貸付けを行った。

(3) その他女性の参画の促進に資する施策

農山漁村の男女共同参画への機運を高め、女性の能力の一層の活用促進を目的とする「農山漁村女性の日」(毎年3月10日)を活用した啓発活動を実施した。

また、女性の高齢者介護にかかる負担の軽減に資するホームヘルパー(訪問介護員)の育成や高齢者の自立した活動の支援等を行ったほか、女性が操作しやすいように配慮された農業機械等の研究開発等を行った。

7 高齢農業者の活動の促進

地域における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、都市高齢者の知恵も活用しながら、生きがいをもって農業に関する活動を行うことができるよう、高齢農業者の農業関係活動を促進するとともに、農協等の行う高齢者支援活動を強化するなど、

農村における高齢者福祉対策を積極的に推進した。

(1) 高齢者の農業関連活動の促進

地域の実情に応じた多様な担い手として、高齢農業者がその有する技術や能力を活かし、生きがいをもって行う農業関係活動を推進するため、以下の施策を講じた。

- (ア) 農村部において、高齢者活動に対する啓発及び地場農産物の生産・加工・直売、伝統技術の伝承活動等、高齢者の自立的活動を一層促進した。
- (イ) 都市と農村の高齢者がともに行う地域づくり活動等を促進した。
- (ウ) 農村部のなかでもとりわけ高齢者活動を支援する人材が不足している中山間地域等について、当該地域の実情に配慮した支援体制及び環境整備を推進した。
- (エ) 毎年10月を「農山漁村いきいき高齢者月間」と位置付け、その期間を中心に農山漁村高齢者対策に関する啓発活動等を実施した。

(2) 農村における高齢者福祉対策の充実

- (ア) 農村の高齢者福祉等における農協等の役割を適切に發揮するため、農協ホームヘルパー等を養成した。
- (イ) 高齢化が急速に進展している農村地域において、高齢者が安心して暮らせる社会を形成するため、農業施設等のバリアフリー^{*}化を推進した。
- (ウ) 福祉施設や公共施設等への通行経路としても利用されるなど、高齢者等の利用が見込まれる農道において、広幅員の歩道や車道と段差のない歩道を整備した。

8 農業生産組織の活動の促進

(1) 地域の実情に応じた地域農業構造改革計画の策定

地域において育成すべき担い手の明確化と経営展開の方向等を内容とする地域農業構造改革計画を策定するとともに、集落営農組織や地域水田農業ビジョンで明らかになった担い手等を育成するためのリーダー育成研修会や集落営農の管理・運営等に精通した専門家による相談活動等を実施した。

(2) 農作業受託組織の育成

飼料生産にかかる労働負担の軽減や大型機械化体系の導入による作業の効率化、低コスト化のため、コントラクターを育成していくとともに、既存のヘルパー組織、コントラクター等の統合を図るため、必要な施設機械の整備を推進した。

9 技術の開発及び普及

(1) 技術開発の重点的・効果的な推進

ア ライフサイエンス・環境等重点分野の研究開発の推進

- (ア) 先端的研究の実用化・産業化等の重点的推進

- ① バイオテクノロジー戦略大綱が掲げる「よりよく食べる」、「よりよく暮らす」、

* 体の不自由な人でも支障なく活動できるような生活環境

「よりよく生きる」の実現に資するため、先端的・基礎的研究成果を有する独立行政法人と製品開発・商品化に必要な技術や知識を有する民間企業との連携のもと、イネゲノム（イネの遺伝情報）の解読成果等の実用化・産業化研究を推進した。

- ② バイオマス・ニッポン総合戦略を着実に実行し、地球温暖化の防止と循環型社会の形成に資するため、農林水産業由来のバイオマス^{*1}をプラスチック原料等の工業原料、エネルギー、農業用途等に多段階かつ総合的に利活用する地域循環利用システムを構築した。
- ③ 農業が環境に与える負荷低減を図るため、植物自身がもつ誘導抵抗性を利用した病害防除技術、天敵誘導物質を利用した害虫防除技術等、作物が本来もつ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術の開発を推進した。
- ④ 食品の安全性確保のため、食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発等を推進するとともに、生活習慣病の予防等を通じ、健康で活力ある長寿社会の実現に資するため、食品素材が有するポリフェノール等の機能性成分の流通・加工過程における動態の解明とその維持・増強技術の開発を推進した。

(イ) ゲノム研究、消費者ニーズに対応した品種開発等の推進

- ① イネゲノム研究については、ゲノム情報を活用し、農業、その他産業での実用化を図るため、「高品質な米を作る」、「機能性物質を作る」、「光合成機能を高める」等の重要な形質に関する遺伝子に絞った機能解明、解析手法の高度化等を図った。また、関連データベース等これを支える研究基盤の整備を促進し、有用遺伝子の特許化を推進した。
畜産ゲノム研究については、消費者ニーズに対応した高品質で安全な畜産物の提供に資するため、肉質等に関する有用遺伝子の機能解明を促進した。
- ② 21世紀最大の未利用資源である昆虫のもつ機能を利用するため、カイコゲノム解読結果等の昆虫研究の成果を活用し、特定の病害虫のみに作用する農業用・衛生害虫用「ゲノム創薬」の開発、有用なタンパク質等有用物質を生産する技術の確立、機能性の高い特殊な繊維等昆虫由来の新素材の開発等、新たな産業の創出に直結する技術開発を推進した。
- ③ 遺伝子組換え技術等に対する消費者の懸念を解消し、安全・安心を確保するため、遺伝子組換え技術等にかかる科学的知見の集積、リスク評価・管理手法の開発等を推進するとともに、遺伝子組換え技術について国民の理解を得るために効率的・効果的な取組を強化した。
- ④ 新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」農産物の確立に資するため、消費者ニーズを踏まえた、栄養・機能性成分に優れた健康増進型農作物等の新品種の育成及びこれらの特性を最大限に發揮させる栽培・流通・加工技術の開発を推進した。
- ⑤ BSEの制圧のための技術開発として、プリオンタンパク質の性状解明、診断技術の開発等を実施するとともに、重要な人獣共通感染症についても、国内発生時ににおける国民の不安解消と畜産業への影響軽減に資するため、診断技術や予防技術の開発等を実施した。
- ⑥ ダイオキシン等の有害化学物質について、農林水産生態系における動態把握、動

*1 生物資源の量を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの

態予測モデルの開発、生物・生態系への影響評価、さらには分解・無毒化技術の実証研究等を通じたリスク低減化技術の開発を推進した。

- ⑦ 農林水産物を対象とした研究から得られた材料や情報を活用し、ナノレベル (10^{-9} m) での革新的な生物機能利用につながる基盤技術開発、新機能素材の開発を行った。
- ⑧ 世界の水問題の解決及び食料需給変動の安定化に資するため、新たに参加型水管理モデル等の開発を追加し、地球規模の水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と予測を行い、対策シナリオの策定を進めた。

イ 競争的研究資金の拡充等による地域経済活性化・新産業の創出

(ア) 地域の施策課題に対応した研究の推進

地方の実情に応じた各地方独自の施策課題に臨機応変に対応し、科学技術を通じた地域経済の活性化を図るため、地方農政局等が自ら研究領域を設定して研究課題を公募する仕組みを導入し、産学官連携による優れた発想を活かした研究開発を推進した。

(イ) 研究開発型バイオベンチャーの育成

バイオテクノロジーにより新産業の創出、起業化を促進するため、産学官の連携により、異分野の研究者が共同して行う研究開発を通じて、画期的な技術開発や地域資源等を活用した研究開発を実施した。また、ベンチャー^{*1}の起業を促進するための研究資金の供給、人材交流、専門家による個別相談等を実施した。

(ウ) 新産業創出のための基礎的研究の推進等

農林水産関連分野の新産業を創出しアグリビジネスの活性化を図るため、独立行政法人等の能力を活用して取り組む民間企業の研究開発を推進するとともに、基礎的・独創的な研究を引き続き競争的資金により支援した。

(エ) 知的財産権の活用による技術移転の強化

独立行政法人の所有する特許権等の利活用を促進するため、TLO（技術移転機関）を活用した技術移転の強化を図る事業を実施した。

ウ 農林水産研究基盤の充実・強化等

(ア) 研究開発推進のための基盤の充実・強化

研究基盤の充実・強化を図るため、独立行政法人運営費交付金及び施設整備費補助金により、独立行政法人の中期計画に沿った研究開発並びに施設及び設備の整備を着実に推進した。

また、農林水産研究・計算センターにおいて、各種技術情報の知的基盤としてのデジタルアーカイブ^{*2}の構築等を推進した。

(イ) 国際農業研究や品種改良への取組及び研究開発評価の実施等

① 近年顕在化している食料・環境問題等地球規模の問題の解決に資するため、世界イネ研究会議を開催するとともに、国際的な視野をもつ人材の育成など国内外の研究機関との連携を一層強化しつつ、効率的・効果的に国際農業研究を推進した。

また、水稻、麦類、大豆等の国が行うべき主要な品種改良試験を立地条件が適

*1 新技術を軸に創造的・革新的な経営を展開する企業

*2 研究・技術情報等を集積するシステム

当な特定の公的試験研究機関に委託して実施するとともに、環境負荷物質の動態解明試験や持続型農業技術開発試験等を実施した。

さらに、試験研究を行う独立行政法人等が育成した優良な農作物の系統について、命名、登録及び公表を行うことにより、その普及を図った。

- ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に沿って、研究分野別評価、研究制度評価及び研究課題評価を的確に実施するとともに、独立行政法人評価委員会による業務実績評価を行った。

(2) 効率的かつ効果的な普及事業の推進

担い手となる人材の育成及び確保等を基本とし、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進を図った。特に、「普及事業の在り方に関する検討会報告書」等を踏まえた協同農業普及事業の重点化、高度化・効率化を図るため、高度・先進的な技術研修等による普及職員の資質向上、試験研究機関・農業大学校との連携強化等による効率的な普及体制を整備した。同時に、米改革の本格実施、資源循環型農業及び高付加価値農業への転換等に必要となる技術的支援を実施した。

また、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開を図るため、普及職員を一元化するとともに、都道府県が自主性を発揮できるよう、地域農業改良普及センターの必置規制を廃止すること等を内容とする「農業改良助長法」の改正を行った。

10 農産物の価格の形成と農業経営の安定

(1) 需給事情及び品質評価を適切に反映した価格の形成と経営安定対策の着実な実施

ア 米

(ア) 価格形成について

計画流通制度の廃止に伴い、財団法人全国米穀取引・価格形成センター（旧財団法人自主流通米価格形成センター）を改正食糧法上の「米穀価格形成センター」として指定した。また、センターにおける売買取引については、義務上場を廃止するとともに、多様な取引関係者の参加を認めたほか、取引監視機能を充実することにより、取引の公正・中立性の確保に努めた。なお、取引の場を制度的に一つに限ることはせず、複数の取引の場の設置を妨げないこととした。

(イ) 稲作経営安定対策について

平成16年産米から、需要に応じた米づくりを行うための生産者、生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、生産者の稲作所得の基盤を確保するための対策（稲作所得基盤確保対策）を生産調整の優遇措置として講じた。

また、15年産米について、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するために補てん金を交付する稲作経営安定対策の適切な運用を図った。

イ 麦

(ア) 需要に即した良品質麦生産を一層推進する観点から、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の下に麦政策検討小委員会を設置し、麦政策の見直しについて検討を行った。これを踏まえて、民間流通麦生産者の経営安定等を図るため